

会館使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会が所有する会館（以下「会館」いう。）の使用に関し、必要な事項を定め、施設の有効かつ円滑な活用を図ることを目的とする。

(利用の目的)

第2条 会館の使用目的は、定款第3条、4条とする。

(利用の承認)

第3条 会館の施設のうち、別表1に掲げるものを利用しようとする者は、原則として、使用とする日の6ヶ月前から1週間前までの間に、利用承認申請書（別紙1）を会長に提出し、承認を得なければならない。ただし、会長が会館の利用に支障がないと認める場合はこの限りではない。

(利用の変更及び取消)

第4条 前条の規定により、会長の承認を受けた者（以下「利用者」という）は当該承認を受けた事項を変更及び取消をするときは、原則として、利用する日の3日前までに利用変更及び取消承認申請書（別紙2）を会長に提出し、承認を得なければならない。

(費用等の基準)

第5条 利用を許可するときは、次に定める基準に従い利用及び費用負担をさせなければならない。

(1) 本会会員の利用料は無料とする。

(2) 会員以外の団体、個人が利用料の基準は、別表2のとおりとする。

(優先権)

第6条 利用許可事業と本会の事業が競合することとなる場合は、本会事業が優先する。

2 前条の優先権は、無条件とし、利用許可の条件として明示することとする。

(特例)

第7条 会長が特別な事情等により費用を減額乃至免除する必要があると思料するときは、理事会の議を経てその減免を行うことができる。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、第3条の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者はその利用の目的を終了したとき（次条の規定により第3条の承認を取り消されたときを含む）は、直ちに会館を原状に復さなければならない。

3 利用者は、その利用を終えたときは、直ちにその旨を会長に届け出て、その点検

を受けなければならない。

4 利用者は、その責に帰すべき理由により、会館の施設、設備等を汚損し、破損しまたは滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(利用の承認の取消等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は（そのおそれのある場合を含む）は第3条の承認を取消、その利用を制限し、又は会館から退去を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他の不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) 他の利用者の迷惑になる行為をするとき。
- (3) 施設、設備の汚損、損傷するとき。
- (4) 金品の募集、物品の販売、その他営利を目的とする活動を行うとき。
- (5) 危険物や異臭を発する物を持ちこむとき。
- (6) 犬（盲導犬、聴導犬は除く）猫等の動物を持ちこむとき。
- (7) 特定の政治活動及び宗教活動等を行うとき。
- (8) 付近の住民に迷惑を及ぼすとき。
- (9) この規程の規定に違反するとき、その他施設の管理上支障があるとき。

附則

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。（平成26年11月15日総会決議）

別表 1

	利用施設名(会議室)
	2階 会議室 (22名収容)
	2階 会議室 (12名収容)
	2階 会議室 (10名収容)
	3階 大会議室 (130名収容)

別表 2

費用算出基準

- 1 各会議室の1回(半日)、(全日)あたりの使用料金は以下のとおりとする。
- 2 費用は、本会に直接納入することとする。

会議室使用料金表

利用施設名(会議室)	半日 (4時間以内)	全日 (4時間以上)
2階 会議室 (22名収容)	1,000円 (会員) 3,000円 (一般)	2,000円 (会員) 5,000円 (一般)
2階 会議室 (12名収容)	1,000円 (会員) 3,000円 (一般)	2,000円 (会員) 5,000円 (一般)
2階 会議室 (10名収容)	1,000円 (会員) 3,000円 (一般)	2,000円 (会員) 5,000円 (一般)
3階 大会議室 (130名収容)	1,000円 (会員) 5,000円 (一般)	2,000円 (会員) 8,000円 (一般)

別紙 1

公益社団法人埼玉県柔道整復師会会館 利用承認申請書

公益社団法人埼玉県柔道整復師会
会 長 殿

申請日 年 月 日

申 込 者	団体等の名称	代表者
	住 所 (電話) ()	担当者

会館利用規定第3条の規定により利用の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

	利用施設名	利用月日	利用時間
	2階 会議室 (名)	～	～
	2階 会議室 (名)		
	2階 会議室(名)		
	3階 大会議室		
	2.3階キッチン		
利用目的 (会議、行事等の名称)			
(講師名 :		利用見込み人数 : 人)	
備品等の利用希望			
	マイク		茶道用道具一式
	ビデオ		スクリーン
	プロジェクター		レーザーポインター
	手元ライト		

別紙 2

公益社団法人埼玉県柔道整復師会会館 利用変更・取消承認申請書

公益社団法人埼玉県柔道整復師会
会 長 殿

申請日 年 月 日

申 込 者	団体等の名称	代表者
	住 所 (電話) ()	担当者

会館利用規定第 4 条の規定により利用変更・取消の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更・取消の理由

()

2 利用を予定した日時

年 月 日 時 分 ~ 時 分

3 変更を希望する日時

年 月 日 時 分 ~ 時 分

取消を希望する

※いずれか○をつけてください

4 利用を予定した施設名 (会議室)

()